2023-9-29　第３回改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会

○小野課長補佐　定刻となりましたので、ただいまより、第３回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」を開催いたします。

　構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

　本検討会は、オンライン併用ですので、一部の構成員はオンラインでの参加となっております。

　また、ペーパーレス化の取組として、資料は原則として、タブレットで御覧いただきたく存じますが、操作等で御不明点や紙による資料の御希望等がございましたら、適宜事務局までお申しつけください。

　また、本日の会議は、あらかじめ傍聴を希望された方を対象に音声及び手話通訳の配信を行っておりますので、御発言の際は、マイクを近づけていただいた上で、お名前を名のって、できるだけ大きな声で発言いただき、発言時はマイクを使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう、御協力をお願いいたします。

　傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

　続きまして、本日の構成員の出席状況について御報告いたします。

　会場での御出席が、遠藤構成員、越智構成員、尾上構成員、掛江構成員、亀岡構成員、櫻田構成員、清水構成員、永山構成員です。

　オンラインでの御出席が、阿部構成員、釜萢構成員、德田構成員、中澤構成員、藤田構成員、三浦構成員です。なお、石原構成員、坂元構成員、増田構成員につきましては、本日御欠席となっております。また、國分構成員の代理として、福島県保健福祉部、玉川次長に御出席いただいております。

　なお、事務局の大坪健康・生活衛生局長につきましては、申し訳ございませんが、公務のため10時45分頃退席させていただきます予定ですので、あらかじめ御承知おきいただきますと幸いです。

　次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

　議事次第に記載のとおり、資料を用意しておりますが、過不足等ありましたら事務局にお申しつけください。

　なお、この後の進行は玉井座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○玉井座長　皆さん、改めましておはようございます。よろしくお願いします。

　大変御多忙の中、そしてまた異常な暑さの中、実は私は昨日36度という日本一暑かった静岡、清水にいたのですが、日本一暑い36度という中で、もう汗びっしょりになってあちこち回っていたのですけれども、そういう中、本当にありがとうございます。

　それでは、本日は次第「２．取りまとめに向けた議論」を議題と考えております。

　まず事務局より、資料１から５の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○竹中課長補佐　事務局の竹中でございます。

　そうしましたら、資料１から５まで御説明させていただきます。

　まず資料１のほうを御覧ください。

　こちら「再意見照会先からの意見書」ということで、冒頭、書いてございますように、第２回検討会資料４の「今後の対応方針（案）」で記載した進め方に沿って再度意見を募りましたところ、目次に記載の団体様から意見書がございました。時間の都合上、各団体の御意見を幾つかかいつまんで共有させていただきたいと思います。

　まず１ページ目でございますが、こちら、日本障害者協議会ということでございまして、下のほうで「２　指針案について」の（１）のところで、最後の１行でございます。「したがって、障害者であるかどうかの確認、社会的障壁の除去や合理的配慮の要求であるかどうかの確認の方法などを紹介する必要がある」ということでありますとか、あとはその４行下ぐらいの（２）のところ、これはカスハラ規定の関係でございますが、指針案の中に入れておりました図について、分かりにくいので工夫したほうがよいということでございました。

　続いて、３ページ目、御覧ください。こちらは全国がん患者団体連合会ということでございまして、最後の３行でございます。よって、上記指針等において「感染症以外の理由で発熱している者」がいること、また「感染症以外の理由で発熱している者」への留意が必要である旨を明確に記載してはどうかということでございました。

　続いて、４ページ目でございます。全国手をつなぐ育成会連合会ということでございまして、５ページ目のほうを御覧いただきますと、真ん中の辺りで「２　その他意見」ということでございます。これの１行目の最後のほうでありますが「何をもって過重と言えるかは個々の状況を総合的に判断する必要がある」というように指針案の中で記載していたわけですが、そこの中に隅括弧のように「かつ客観的」という文言を追記するのが適当と考えますということでございました。

　続いて、６ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。こちらは自閉症協会ということでございまして、７ページ目のほうを御覧いただきますと「２．改正旅館業法の政省令事項案について」の（２）のところです。厚生労働省令で定める要求マル１という部分について、これは方法面に関するカスハラ関係を規定しようとするものでありますが、これの５行後ろの辺りで段落がありますが、ただ、この「合理的な理由」についてマル２、要は内容面の規定のように具体的な例を例示していただけたらいいということでありますとか、あとは（３）のところの３段落目で「ただ」と書いてあるところでありますが、「旅館業法第５条１項３号が旅館業界はもちろんのこと、他業種に対しても、過重な負担が生じる場合は合理的配慮を提供できないのではなく、サービスの提供自体を拒否するなど障害者差別解消法が禁止する不当な差別的取扱いをしてよいのだとの誤った解釈が生じないよう」ということで御指摘いただいています。

　３番の（１）のところであります。ここは指針案についての御指摘でありますが、３段落目のところで「ここに」と始まっている段落があります。ここに記載されている内容は、要は特定要求行為に該当しないものの例というように記載されている内容はあくまでも例示であり、ここに記載されているもの以外でも特定要求行為に該当しないものがあることがはっきりと分かるように記載を工夫していただければということでございました。

　続いて、９ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。こちらは全国精神保健福祉会連合会ということでありまして、最後の３行のところでありますが、「そのためにも、当事者参画のもとでの研修プログラムの作成・実施、宿泊拒否や合理的配慮拒否にあった場合の相談窓口の設置は欠くことができないもの」ということで御指摘いただいています。

　続いて、10ページ目を御覧ください。こちらは全国盲ろう者協会ということで、タイトルのように障害者差別解消法の衛生事業者向けガイドラインの改定案についての意見書ということでありまして、これの１のマル１と書いてある部分でありますが、「正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例」に追記くださいということで、盲ろう者が多く参加する行事で使用するため予約をしようとしたら、ホテル内は階段や段差が多いため危ないという理由で利用を断られた、そういったことなどが御指摘いただいています。

　続いて、12ページ目でありますが、日本視覚障害者団体連合ということでありまして、これも衛生事業者向けガイドラインの改定案について御指摘をいただいております。これの下のほうの23ページのところ、視覚障害者が使用しているものの位置を変えないなど周囲の協力が不可欠という部分について、修正案を示していただいたりとかしています。

　13ページ目のほうでございますが、こちら、全国「精神病」者集団ということでありまして、「（１）指針（案）たたき台について」というところの１、特定要求行為についての例という部分について、その３行下ぐらいに範囲と書いていただいていますが、もともと指針案のたたき台に書いていた宿泊しようとする者が宿泊サービスに従事する従業員に対し、「自らのマスク不着用に苦情を言わないよう他の宿泊客を注意することを繰り返し求める行為」、こういった文言があるわけですが、これを削除すべきであるということで御指摘いただいています。

　また、14ページ目のほうを御覧いただきますと、こちらの下のほうで「（２）今後の対応方針について」ということの「１．研修ツールについて」ということでありますが、これの一番最後の３行のところでありますが、「精神障害の障害者団体の協力のもと、精神障害の特性等についての障害理解、多様性理解を含む環境整備の向上が期待される内容とするものが適当である」ということでございます。

　また、15ページ目でありますが、フォローアップについても御意見いただいているところであります。

　続いて、16ページ目を御覧ください。こちら、全日本ろうあ連盟ということでありまして、17ページ目のほうを御覧いただきますと、一番下から４行目の辺りのところで御意見いただいていまして、「宿泊しようとする者が、宿泊拒否や合理的配慮拒否にあった場合の相談窓口を、都道府県等がどのように設置するかについて明確に規定してください」ということでございます。

　続いて、18ページ目を御覧ください。こちらは日本認知症本人ワーキンググループということで、こちらもタイトルにあるように障害者差別解消法のガイドラインについて御意見いただいていますが、ここで認知症について隅括弧で書いてあるように主な特性ですとか、18ページ目の下から４行目のように主な対応についてもろもろ御指摘をいただいているところでございます。

　続きまして、21ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらがハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会からということでございまして、22ページ目のほうを御覧いただきたいと思いますが、これの真ん中辺りの下線を引いている部分がありまして、２の４条の２第１項第１号イということでありまして、こちらは症状を呈している方に対して報告の求めをする部分に関してでございます。これの（１）「厚生労働省令で定めるもの」とございますが、これは報告の内容についてということでございます。

　これの23ページ目を御覧いただきたいと思います。これの９行目辺りの段落で「よって」と始まっているところがありますが、ここで「特定感染症に関する確認票」の様式サンプル（案）における「医療機関を受診すること等によって症状の原因が特定感染症以外であることが判明している」という質問については、その３行下の真ん中辺りからでありますが、このように変えるべきではないかということでありますが、「医療機関を受診することその他適宜の方法によって症状の原因が特定感染症以外であることが想定される」という質問に修正すべきということでございます。

　また、その下の「（２）医師の診断結果・自己申告以外の方法」ということでありますが、これの一番下から４行目の辺りで「よって」と始まっている段落がございます。自発的かつ任意の簡易検査方法（抗原検査キット等）も「特定感染症以外によるものであること」の報告の一つの方法として除外されるものではないことが明らかにされるべきということでございます。

　続いて、24ページ目でございますが、これの少し下の３と書いている下線を引いてあるところであります。これが４条の２第１項１号ロということでございまして、その症状を呈しているような方々に対する協力の求めの内容についてでございます。

　これの同じ24ページ目の下から４行目のところに「（２）健康状態等の確認」ということでございます。これについて、25ページ目を御覧いただきたいと思いますが、ここの８行目の段落で「そのため」と始まっている部分がございます。「宿泊しようとする者に当該特定感染症の発生地域の滞在歴があるか否かを確認すること」は「健康状態等の確認」から除外すべきということで記載がございます。

　続いて、28ページ目のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらの下線が引いてある２の協力要請の方法・態様ということでございます。これの同じ28ページ目の下から７行目のところで真ん中辺りからでありますが、かぎ括弧で「旅館業の営業者が、宿泊客に対し、協力の求めを行う際には、適切かつ丁寧でわかりやすい説明をして、宿泊者が十分理解できたうえで、宿泊者による自由な意思決定を保障しなければならない」との趣旨が指針上も明らかにされるべきということでございます。

　29ページ目を御覧いただきまして、これの真ん中より少し下の下線が引いてある４番というところであります。４条の２第１項本文の「特定感染症国内発生期間に限り」ということでありますが、30ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。これの上から３行目の辺りでありますが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる特定感染症については、同法の緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の期間・場所以外の期間・場所において協力の求めをする場合には、より一層慎重かつ細心の注意を払って協力の必要性及び内容を判断すること」と指針で追記すべきということであります。

　そのすぐ下、第４と書いてあるところの１「正当な理由」というところでももろもろ御意見をいただいているところであります。

　この資料１につきましては以上でございます。

　続いて、資料２のほうを御覧いただきたいと思います。

　こちらが取りまとめ文書（素案）ということでございまして、これは第２回の検討会におきまして遠藤構成員から政省令・指針で入れ込めなかったものについては検討会のプロダクトとして、検討会の意見として付け加えることを考えるべきとのお話があり、さらに座長からも第２回の検討会の最後に取りまとめの素案をつくるよう御指示もありましたので作成しているものでございます。

　続いて、目次のほうを御覧いただきたいと思いますが、ここで書いていますように構成自体は基本的に第２回検討会資料４の「今後の対応方針（案）」と同様にしています。

　また、22行目のほうを御覧いただきますと、ここで別添というように書いていますが、最終的にはこの検討会の成果物として、これまで御議論いただいてきた政省令事項や指針の案などもこの文書の別添とすることを想定しているものであります。

　続いて、次の１ページ目のほうを御覧いただきますと「１．はじめに」で書いてありますのは、これは指針案の「はじめに」で書いている内容を要約しながら書いているものでありますので割愛します。

　２ページ目のほうを御覧いただきますと、これの18行目で２と書いて政省令事項（案）及び指針（案）と書いていますが、ここについては編集方針ですとか、この成果物を通じて期待するものということで案を書いています。

　続いて、32行目の３と書いている協力の求め等に関する補足事項でございます。これは前回の検討会資料４、１ページ目でも同趣旨のことを書いておりましたので説明、割愛させていただきます。

　続いて、３ページ目の11行目を御覧ください。ここで「４．宿泊拒否制限に関する補足事項」ということで、（１）の特定感染症の患者等であるときと書いています。これも前回資料４の２ページ目で書いていたことから、表現を少し変えていますが、基本は同じ趣旨でございます。

　このうち30行目のほうで書いていますが、「併せて、都道府県等においては」というように書いていまして、これが次の４ページ目の２行目のほうにつながるわけですが、これの後ろのほうであります。特定感染症国内発生期間であって、特定感染症の患者等が入院や宿泊療養が難しい例外的な状況下にある場合には、そうした状況下にあることについて、管下の旅館業の施設に対して情報共有すべきと書いております。ここは清水構成員から提出された意見書を踏まえたものであります。

　続いて、８行目の「（２）条例の検討にあたっての留意事項」でございますが、ここは前回の資料４から変えておりませんので割愛させていただきます。

　５ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。これの21行目で「５．差別防止の徹底等に関する補足事項」ということで、すぐ下の（１）で書いているガイドラインに係る内容という部分は前回資料４で書いている内容と基本、同じでありますので割愛させていただきまして、続いて、６ページ目の10行目、（２）と書いている部分であります。これは「障害者の宿泊に係る安全上の問題と情報の伝達について」ということで、ここは前回資料４にはなかった部分でございます。ここは前回の検討会におきまして永山構成員から安全上の問題について問題提起いただいたほか、三浦構成員からも情報の伝達について問題提起いただいたことなどを踏まえて書いているものでございます。

　これの11行目のところから簡単にその内容について御説明させていただきますと、まず、営業者は、宿泊契約に基づき宿泊者の安全に配慮する必要があると解されるが、宿泊者が障害者である場合、その必要な配慮の内容等を検討するということになる。14行目でありますが、その検討に際しては、抽象的に検討することは不適切であり、障害の内容・程度・介助者の同行の有無といった状況等に即し、具体的に検討する必要があると記載しています。

　そのすぐ下、17行目から始まる※書きのところでございますが、ここは関連する裁判例を入れているということであります。

　ここまでが安全上の問題の話でありまして、続きまして、36行目から情報の伝達の話をしているわけですが、他方、営業者は、宿泊者が障害者である場合に、障害の内容・程度・介助者の同行の有無といった状況などに即して必要な配慮を人員配置や設備等の観点から検討するに当たっては、これらに関する正確な情報が必要となるということで、また、仮に、宿泊予約をしていた障害者が、来館当日に営業者から宿泊を拒まれた場合などには、この旅館業法５条１項各号該当性のほかに、営業者側に債務不履行責任及び不法行為責任が問題となり得るところであるということで、これらは４行目のように営業者側に故意または過失が認められる場合に成立するものであるということで、営業者側がどのような事実を認識していたか、あるいは認識し得たかが考慮要素となるというように書いています。

　７行目のように、したがって、宿泊しようとする者においても、営業者側に適切な配慮を求め、あるいは営業者の責任を適切に追及するためには、自己の状況についてできる限り正確に伝えることが望ましいものと考えられるというようにしています。

　続いて、33行目でありますが、なお、障害を理由とする宿泊拒否は、少なからず発生していると見られるということですし、また、その下で書いていることは、亀岡構成員提出資料にもありますが、旅館業の施設における合理的配慮の認知度等のデータから、障害者として障害の状況等を営業者に伝達した場合、宿泊拒否を含む不当な差別的取扱いを受けるのではないかと懸念することも考えられると書いています。

　８ページ目を御覧いただきますと、13行目でございます。これらを踏まえ、合理的配慮の提供に向けての営業者側の行動の変容は、障害者側からの障害の状況等に関する情報の伝達を促すことにつながると考えられるため、指針において次のような点に留意するよう営業者に注意を促すことが適当であるということでありまして、１ポツ目は営業者としても合理的配慮等に関する知識の浸透に努めることですとか、次のポツのように安全上の問題というのも慎重な判断が求められると考えられることなどを書いているものでございます。

　続いて、31行目のところで「（３）研修ツール」というように記載しています。ここは今回、亀岡構成員提出資料も踏まえまして１つ目の○でも書いていますが、改正法施行までの期間が限られていることから、厚生労働省は、まずは改正法などの趣旨や内容を中心に分かりやすく簡潔にまとめた研修ツールを作成し、施行までの期間、その内容の浸透に努めることが適当であるというように書いています。また、その他の研修ツールについてもその下で言及しているところでございます。

　９ページ目を御覧いただきたいと思いますが、これの14行目のところであります。ここは前回の尾上構成員の御意見も踏まえまして、従業者のみならず、営業者も研修内容を理解することが重要というように書いています。

　続いて、20行目の「６．その他の事項」で「（１）相談窓口」でございますが、これの27行目のところ、ここは前回の尾上構成員の御意見も踏まえまして、都道府県等において相談窓口を明確にした上で広報というように追記しているということであります。

　また、36行目のところでありますが、ここではいわゆる情報アクセシビリティー法というものが関連しまして、次の10ページ目の２行目辺りでも書いていますように、いろいろな方法で問合せを行うことができるようにすることが望ましいというようにしています。

　続いて、６行目のところでありますが、ここは営業者にとっての相談窓口の多様化などの観点から、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会において営業者用の相談窓口の設置を検討することが望ましいと書いているほか、そのすぐ下、国内外の宿泊しようとする者にとっての相談窓口についても言及しています。

　12行目でありますが、こういった相談窓口で集積された事例について、厚生労働省も必要に応じて調査等を行って今後に活用するということが適当というようにしています。

　16行目（２）で周知に関して書いています。これは前回から基本、変えてはおりませんが、24行目にございますように、この改正法の趣旨の後ろにカスタマーハラスメントに当たる行為は許されないことを含めて周知することとしていますのは、ここは清水構成員の今回の意見書を踏まえて書いているものでございます。

　続いて、35行目の「（３）フォローアップについて」というように書いています。ここも前回から基本、変えておりませんが、11ページのほうを御覧いただきますと、これの18行目でございます。ここで研修の実施の有無・内容等についても定期的に少なくとも３年に一度は確認するよう厚労省から都道府県等に対して通知等で働きかけることが適当というようにしています。

　続いて、13ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。この13ページ目以降は別添として、政省令ですとか指針の素案を掲載していますが、前回の資料からの修正点を主にこれから御説明したいため、ここからは資料３の説明のほうに移らせていただきたいと思います。

　資料３のほうを御覧ください。

　こちらについては、政省令事項の素案ということで第２回資料２からの修正履歴をつけております。

　修正箇所はまず１点目は、左の欄で言いますと旅館業法の４条の２、つまり、協力の求めの規定に関して、下のほうにロと書いています。これは同じ条の１項１号ロでありますが、つまり、症状を呈している方への協力の求めの内容でございます。

　これについて真ん中の政令の欄のように、こちらで関係者に対する感染防止に必要な情報として省令で定めるものを提出ということで書いていたのですが、そこを削除しております。これは第２回の中で德田構成員の資料ですとか、あとは今回のハンセン弁護団資料の意見も踏まえつつ、特に大きな要望もなかったことから、そういったことを踏まえているものであります。あとは、これに伴って右側の省令の部分というのを修正しているところであります。

　続いて、２ページ目のほうを御覧いただきたいと思いますが、これの下のほうで左側の欄であります。３号のところです。同じ条の３号のところ、つまり、症状を呈していないような方々への協力の求めの内容でございます。ここで法律の中で当該者の体温その他の健康状態その他、厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることとしております。

　これの右の欄でありますが、ここで厚生労働省令で定める事項で書いておりますが、（１）から（３）までを削除していますのはハンセン団体意見書を踏まえたものでございます。あとは（４）のところで一番最後のほう、ここは特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうかということで書いているものでありますが、第２回の德田構成員意見書も踏まえまして、その趣旨を明確化する観点から修正しているということでございます。

　ただ、今、申し上げたのは症状を呈していないような方々に対する確認の内容ということで、症状を呈しているような方々については１ページ目のほうで右の欄でも書いていますが、ここで確認する内容については引き続き（１）から（３）までこれまでと同じように聞くことを想定しているものでございます。

　続いて、３ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。これは法律で言うと旅館業法５条のカスハラ規定の部分であります。ここで右の省令の案でございますが、第２回の検討会の資料から、マル１とマル２の順番を変えています。また、ここでのマル２の修正のうち、２行目の括弧書き内に追加している部分がございます。つまり、この営業者が宿泊しようとする者に対して障害者差別解消法８条１項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因する者、その他これに準じるというように書いていますが、これは第２回検討会で永山構成員から、単に合理的理由というように書くとマル２の規定が意味をなさなくなるのではないかという御意見があったほか、自閉症協会さんの御意見も踏まえまして追記しております。これに伴って幾つか表現を修正しています。

　続いて、このマル２の冒頭のところ、「粗野又は乱暴な言動」と書いていますが、その後ろで「その他の従業者の心身に著しい負担」というように書いておりました。ただ、「粗野又は乱暴」だと必ずしも著しいとまで言えるかどうかということでそこを削除しているほか、その後ろのほうで、「又はそのおそれがある」という表現をしていたのですが、ここはそのハンセン意見書も踏まえまして削除しているところであります。

　下から２行目のところで「業務量」と書いていたところを「労力」と書いていますのは、掛江構成員の提出資料を踏まえているということのほか、一番最後で「負担が過重であるもの」というように書いていたのですが、ここを削除しているのはマル１とマル２の関係性を明確化するためということでございます。

　ここまでは資料３の話でございまして、続いて資料４と右上に四角囲みで書いている部分を御覧いただきたいと思います。

　これが指針の素案に関してであります。主な修正点を説明しますが、今ほど申し上げた政省令事項の変更に伴うものなどについては説明は割愛させていただきたいと思います。

　続いて、２ページ目の「はじめに」のパーツのところでございますが、これの14行目、13行目の辺りであります。ここで感染症法の４条についても言及しているのはハンセン意見書を踏まえたものであります。

　続いて、次の３ページ目でございますが、ここの20行目、21行目のところでございます。この指針全体としまして、特定感染症全体の共通する部分についてだけ記載していくというように書いているような部分でありますが、そこの中でただ単に特定感染症にだけ応じるのではなくて、そのフェーズに応じてというように書いております。ここは前回、國分構成員代理から指摘をいただいたことに対応するものであります。

　続いて、７ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。こちらが協力の求めの総論の部分でございますが、ここで９行目や23行目、25行目の辺りでもろもろ書いていますが、この辺りはハンセン団体意見書を踏まえたところであります。

　30行目のところから、「マル１協力の求めの対象者」と記載していますが、これについては８ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。

　これの２行目のところで「（Ｂ）　特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」と書いています。ここについて前回、この略称を「接触者等」というようにしていたのですが、德田構成員から、そうした幅広に見える略称には反対との話がございました。他方で、濃厚接触者という表現につきましては新型コロナ対応では使用されていましたが、特定感染症に該当する感染症の対応時に必ず使う表現とは言えないため、指針においては「特定接触者」という表現を用いることで、単なる接触者ではなく感染症に応じて要件を限定する接触者であるということを表す記載としています。

　これで６行目で記載していますように、この特定接触者については、ハンセン意見書なども踏まえまして幾らか追記しているところでございます。

　続いて、９ページ目を御覧いただきたいと思いますが、ここで真ん中辺り、21行目の辺りから「協力の求めの内容」ということで書いていまして、これに関連して34行目で追記していますのは、このハンセン意見書なども参考にして追記しているものであります。

　続いて、13ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。これの３行目のところでございますが、ここでは、もともと記載していますのは診断結果が判明するまでに要する時間ですとか、入院医療機関などで調整に要する時間については８行目で書いていますように客室等で待機させることが求められるというように書いてきました。

　ここで３行目のところで削除している入院医療機関の調整に要する時間というように書いていますが、ここの部分につきましては患者等と判明した後のことを表していると考えられますので、その点については24ページ目の記載に集約するということとしました。

　また、同じページの６行目のところで「満室等でない限り」というように書いておりますのは、自治体からの御指摘も踏まえて修正しているところであります。

　続いて、14ページ目のほうでありますが、これの27行目のところでございます。ここは報告の求めの関係で記載している部分でございますが、発熱を例にとっても、当然のことながら、感染症等の疾病以外にも発熱することがあるということで、ここは全がん患者団体連合会の意見書も踏まえて記載しているところであります。

　続きまして、15ページ目のところでありますが、ここは客室等待機などが書いていますが、17行目のところで幾つか修正、追記していますのは、ハンセン意見書を踏まえたものであります。

　続いて、20ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。31行目のところで「協力の求めに応じない正当な理由等」ということで書いていますが、41行目のところでもろもろこれは記載の順番をもともと後ろのほうで書いていたのを前のほうに持ってきたということで、ここは第２回の德田構成員意見書も踏まえて書いているところであります。

　続いて、21ページ目のところでありますが、ここで11行目のところに追記している対応に苦慮する場合は、都道府県等に相談することが考えられるということで書いていますが、ここは掛江構成員の指摘も踏まえて追記しているところです。

　続いて、23ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。これの18行目から「３．宿泊拒否制限」ということで「（１）特定感染症の患者等であるとき」というように記載しています。これについて24ページ目でありますが、10行目のところです。ここは宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合というように書いています。ここについては、今回、清水構成員ですとか掛江構成員の意見書も踏まえまして、13行目でももろもろ例外的な状況というシチュエーションなのだということを限定した上で、明確化して、後ろで德田構成員やハンセン団体意見書なども踏まえて幾つか追記しているところであります。

　続いて、27行目のところからカスハラ規定が始まるわけですが、ここはもろもろ障害者団体の皆様から再意見照会の中で御意見をいただきまして、先ほど資料１の中でも御紹介したような御指摘もありまして修正しているということであります。

　続いて、29ページ目のほうを御覧いただきますと、25行目「マル２特定要求行為の具体例」ということでありますが、これの30ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。ここの６行目のところでありますが、もともと泥酔している方が繰り返し宿泊したいと求める行為というように書いておりました。

　ここについては自治体のほうから御指摘がございまして修正しているところでありますが、第１回の検討会資料４でも記載のとおり、既に条例の中で定めている宿泊拒否事由の中でも９割超の自治体で泥酔客についての拒否事由があるという中で、この例は必要なのかという指摘ですとか、もしくはカスタマーハラスメント規定全体の立てつけとして、そもそも一度、宿泊を拒否しなければ繰り返し宿泊したいと求める行為というのは考えられないところ、最初の求めがあった段階で宿泊拒否事由に当たるとは一般的に考えられないので、例として挙げるものとしてはふさわしくないのではないかと指摘もありまして修正をしているものであります。

　続いて、12行目のところでありますが、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当な言動を交えての要求を繰り返し行う行為と書いています。ここは掛江構成員の今回の意見書を踏まえて記載しているものであります。

　34行目「マル３特定要求行為に該当しないものの例」ということに関連して32ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。これの７行目のほう、ここで当該行為が障害の特性によることが何らかで把握できる場合ということで書いています。ここでその下に※書きを２つ追記しております。ここでもろもろ書いていますのは、自閉症協会ですとかハンセン団体意見書なども参考にしたものであります。

　続いて、34ページ目のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらの上のほうで書いていますのは、言わば宿泊拒否がされたときの理由などの記録の規定に関してでありますが、５行目のところ、何を記録するかという部分に関してです。ここは宿泊を拒んだ理由のほか、その日時以外にもここで追記、修正していますのは、拒否された者ですとか、あとは宿泊拒否の対応に係る責任者の氏名ということ。あとはカスハラ規定に該当することを理由とする場合にあっては、宿泊を拒むまでの経過の概要ということで、そういったものを記録しておく必要があるというようにしています。

　続いて、17行目でありますが、マル３、法５条に関する基本的事項等ということです。ここで20行目のほうから書いていますのは、既存の宿泊拒否事由の中の２号の話、違法行為などをする恐れがあると認められるときという規定がございます。

　これに関連して、23行目でも書いていますように、従前の「旅館業における衛生等管理要領」という通知の中でも記載してきたのもののうち、35ページ目のほうを御覧いただきたいと思いますが、この３）というところで「宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき」というように書いてきました。ここの記載に関して自治体などから懸念をお示しいただきましたのは、こういった記載によって過重な負担に該当する社会的障壁の除去の求めというのが旅館業法５条１項２号であたかも宿泊拒否できるかのように見えるのではないかということで懸念が示されました。そういったことを踏まえて少し修正しています。

　続いて、36ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。これの12行目のところから、これも既存の宿泊拒否事由の一つですが、「宿泊施設に余裕がないとき」という部分について記載しています。

　これの23行目のところからは、もともと記載していましたのは宿泊施設の規模や設備等の要因によって宿泊者などを客室で待機させることが困難であるため、特定感染症の症状を呈している者について感染防止対策として宿泊を拒む場合は特定感染症の症状や状況によっては法５条１項４号の適用の可能性があると書いてきました。しかし、この指針全体については方針として冒頭でも申し上げましたように特定感染症に共通することだけ書くという方針としておりまして、この方針にも沿わないことからこの記載は落としているものであります。

　続いて、37ページ目のほうを御覧いただきたいと思いますが、ここの11行目で追記していますのは、國分構成員代理から第２回で御発言いただきましたので追記しています。

　また、14行目で書いておりますのは、宿泊契約締結前にまだ宿泊しようとする者からの宿泊の申込みがなされないままやり取りを終えたときですとか、宿泊しようとする者からの宿泊の申込みが撤回されたときというのは宿泊拒否に当たらないということで、ここは永山構成員の今回の意見書を参考に記載したものであります。

　続いて、40ページ目のほうを御覧いただきたいと思いますが、これの12行目（３）のマル１で「障害者差別解消法との関係での留意点」ということであります。先ほど資料２の取りまとめ文書（素案）の５の（２）でも御覧いただいた方針に沿いつつ、前回の検討会での議論も踏まえてもろもろ記載をしているところであります。

　大体は重複する内容なのでここでの詳細な説明は割愛させていただきますが、１点補足で41ページ目の中の32行目のところであります。ここは「障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に宿泊を拒否することは、「宿泊施設に余裕がないとき」にも当たらないと考えられるほか、障害者差別解消法上の不当な差別的取扱いに該当すると考えられることに留意されたい」と記載しています。

　続いて、46ページ目のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらで９行目、10行目のところから、その相談窓口等ということでもろもろ追記をしているということでございます。

　資料４につきましては以上であります。

　続いて、資料５を御覧いただきたいと思います。

　これは１ページ目についてはタイトルの後ろのほうで書いていますように「取りまとめ文書（素案）の概要」ということで書いていますし、２ページ目については指針の素案の概要ということで、それぞれ１ページにまとめています。これについては前回、清水構成員のほうからもシンプルなものをということで発言いただいたことも踏まえて作成しているものであります。

　続いて、参考資料ということでありますが、参考資料７の障害者差別解消法の衛生事業者向けガイドラインについても少し付言させていただきたいと思います。

　こちらも今回、再意見照会の中で主に障害者団体の皆様からももろもろ御意見をいただいて幾つか修正をしています。それは後ろのほうの旅館業の別冊に関してだけではなくて共通する部分もあったのですが、一旦そこは今、ここの場での説明は割愛させていただきまして、48ページ目のほうの別冊ということで旅館業関係についてまとめている部分について少し付言させていただきます。

　これで49ページ目のところでありますが、16行目から始まっている第２の「（１）正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例」と書いています。この20行目から始まる部分などについては本文でも書いていたことをこちらでも書いているだけなので実質的な修正ではありませんが、続いて50ページ目のほうの５行目の辺りであります。ここについては今回の再意見照会の中で出てきたものを踏まえて追記しています。

　また、同じページの26行目の（２）と書いています「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」ということでございますが、こちらについては51ページ目のところで幾つか永山構成員などの御意見書なども踏まえて追記している部分がございます。

　参考資料７については以上でございまして、続いて、参考資料９のほうも御覧いただきたいと思います。

　こちらは様式サンプル（案）ということでありまして、まず、もろもろ表の中で追記修正などをしていますのは、政省令事項案を変更したことに伴って変更している部分がございます。

　また、この３ページ目のほうを御覧いただきますと、誓約・同意事項という部分を削除しておりますが、この辺りはハンセン弁護団の意見書も踏まえてのものでございます。

　他方、ちょっと戻って恐縮ですが、同じ資料の１ページ目のほうであります。

　ここで上のほうで赤字の部分がありますが、そこで５行目の辺りに追記していますのは、指針の中でも記載していることをここでも同様に記載しているということであります。

　私からの説明は以上でございます。

○玉井座長　大変大量な資料説明をありがとうございました。

　では、議論に移りたいと思いますが、改正法施行期限までの日数も迫ってきている中で、本検討会として政省令・指針案や検討会の取りまとめ文書をまとめていく必要がございます。これまで各団体から施設さん、それから、各構成員皆様方の御意見を踏まえて、今、御説明がありましたように事務局にて大変御苦労いただきまとめていただきました。本日はこれらの内容について取りまとめを意識して議論していただければと思います。

　今までの検討会では、こちらから順番に各構成員の皆さんに御意見をいただきましたが、今日はもう少し議論をしたいと思いますので、指名ではなく挙手の上皆様方からご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　そうなりますと、挙手をいただいてもなかなか私のほうが確認できない場合があるかもしれません。また、複数挙手の場合には私のほうで指名をさせていただきますのでご了承いただき、改めてお名前を名のった上で御意見をいただければと思います。議論が感染症、カスタマーハラスメント、それから、障害者問題と多岐にわたりますけれども、どの視点での御意見ということでご意見をいただければ議論が進めやすいと思います。では、皆様方の御意見、挙手をしてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

　では、阿部構成員、よろしくお願いいたします。

○阿部構成員　ありがとうございます。日本障害フォーラム（JDF）の阿部と申します。

　２つの点ですけれども、研修ということと、それから、相談窓口ということでお話しさせていただきたいと思います。

　まず資料２ですけれども、８ページでしょうか。研修ツールについては、まずは改正法施行までの期間の研修ツールと、それから、差別解消法、令和６年までの研修ツール、そして、次の９ページの２行目にはさらにということで、よりホテルの従業員の方、それから、障害当事者が理解して取り組むということを踏まえたものだと思いますが、国交省の接遇ガイドラインも参考に、６行目ぐらいにありますが、患者等団体や障害者団体の協力を得て経験や事例に即し云々ということはとても大事なことだと思います。このことによって、適切な宿泊に関するサービスを提供いただくことは私たちにとってもとてもありがたいことだと思います。

　このときに６行目です。患者等団体や障害者団体、そして、旅館業者の方々にも具体的に関わっていただく必要があります。ですから、６行目、患者等団体、障害者団体、旅館業者の協力を得てぜひしっかりしたものをつくっていただきたいと思います。

　それから、９ページの27行目に都道府県等における相談窓口と書いてあります。そして、これについて具体的に10ページの１行目から、電話だけでなく電話リレーサービスやメール、SNS、FAXなどでも問合せを行うことができるようにすることが望ましいとありますけれども、先ほど全日本ろうあ連盟の意見書の中でも都道府県の相談窓口のことを言及されていました。聴覚障害がある方にとっては電話では難しいわけですので、今、ある意味、当たり前に使われてる電話リレーサービス、メール、FAXについては望ましいというよりも、電話だけでなく電話リレーサービスやメール、FAXなどでも問合せを行うことができるようにする。SNSの場合は、加えてSNSの活用も望ましいとしていただいて、当たり前に使うことができるものについては情報、意思疎通手段として言及していただければと思います。

　それから、それらに関係して、今度、資料４のほうになるわけなのですけれども、今の関係のことです。資料４は39ページでしょうか。この中の研修の内容なのですけれども、本当に旅館業者さんと障害者団体、患者団体等が一緒になってつくっていくということをお願いするとともに、39ページの18行目に研修の内容とあります。この中に23行目、障害者差別解消法の合理的配慮と建設的対話などなどと書いてありまして、それから、26行目に障害者の発作やパニックに陥った場合の対応策や支援方法というのは旅館業の方々にとっても大事なことだと思いますし、当事者団体として本人の思いがよく伝わらなくてパニックになるような状態も生ずることがあるということをヒアリングでもお話しされていました。これの対応策、支援方法についてよく整理するということは大事だと思います。これも当事者団体、多くの皆さんの望みのように研修ツールを一緒に旅館業者さんとつくっていくことによって可能になることだと思います。

　それから、相談窓口になります。46ページでしょうか。これは具体的に作成するときにはそうなるのだと思いますけれども、先ほどのように聴覚障害の方々は電話だけでは難しい場合もありますので、FAXとかメールというのも活用する連絡先として入れていただくようにお願いしたいと思います。

　以上で研修関係のことと相談窓口についてお話しさせていただきました。検討、よろしくお願いいたします。

　以上です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　今、阿部構成員から研修と相談窓口についての御意見がございました。もしこの御意見に関して議論する必要がある場合でしたら挙手をお願いします。なければ次の御意見をいただいても結構なのですが、よろしゅうございますか。

　それでは、次の御意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

　ヘルプマークに関して三浦先生が御意見おありだったようですけれども、その辺、いかがでしょうか。ヘルプマークを使う件に関しては。

○三浦構成員　私の意見は、旅館の事業者側がやはり事前に障害の内容の具体的なことまでは結構なのですが、障害者の方がどういうようなことを事業者側に求めているのかということをできるだけ早めに言っていただかないとかなり対応が難しいのではないかと思うのですね。

　あとはもう一つは、前回も申し上げましたが、自閉症スペクトラムの患者さんの場合は外形的にはカスタマーハラスメントに当たってしまうような行為が出てしまう場合があるということで、そちらのほうはむしろそういうことが起きてしまうのだということが分かるようなものがあればいいということで、そういうようなマークがもしつくれるのであれば大賛成です。

　あともう一点、今さらの話なのですけれども、観光庁長官がつくっている標準旅行業約款というのがあるのですが、ここは障害者差別解消法ができた当時の対応策として、第５条というところに募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は契約の申込み時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要するに費用は旅行者の負担とします。

　こういう規定を置いて対応しているのですが、越智さんのほうが詳しいかもしれませんけれども、私の理解では、この規定で障害者の方たちからプライバシー侵害だとか何とかというようなお話を受けた事例というのはあまり聞いたことがないので、この程度のことを場合によっては宿泊約款の中に置いて対応できないかという気持ちは持っています。場合によっては、指針の中にこういった例もありますよということで紹介しておいていただければと思っております。

　以上です。

○玉井座長　ありがとうございました。突然振って申し訳ございません。

　ほかに構成員の先生方、御意見いかがでしょうか。

　德田構成員、よろしくお願いします。ミュートになっていますので外していただけますか。

○德田構成員　大変失礼いたしました。今回の御説明をいただいて、構成員や各関係団体の意見を様々な形で取り入れていただいていることにまず感謝したいと思います。その上で、気になることで申し上げたいのは、参考資料９ですね。特定感染症に関する確認票という様式サンプル。参考資料９を出していただけますか。これもかなり修正をしていただいたのですが、私のほうで気になる点が２点あります。

　一つは、来館時の体温という下のところの１、もう少し下、出していただく。ここで特定感染症が疑われる以下の症状があるということで、例示として発熱、頭痛、体のだるさというのが挙がっているのですけれども、発熱はともかくとして、頭痛とか体のだるさというのはもうあらゆる場合に生じ得るもので、特定感染症の症状として頭痛や体のだるさなんていうのは特定感染症でなくても起こり得るものですよね。だから、頭痛や体のだるさがある人が全部この後の質問に答えなければいけないのかということになるとあまりにも広過ぎるという気がしますので、頭痛や体のだるさ等は取っていただいて、発熱等の特定感染症が疑われる症状がある、こういうようにしていただいたほうがいいのではないか。これが第１点です。

　それから、下のほうで過去何日以内に以下に関わる者と接触したという言葉があるのですけれども、この接触というのは非常に曖昧でして、感染症予防法だとか新型コロナウイルス感染特別措置法等では濃厚接触者というような形での定義はあるのですが、接触ということがどこまでを意味するのかということにある程度の限定が必要ではないか。例えば長時間会食したとか、長時間会話をしたとか、何らかのここになどと例示を入れて接触という言葉が持っている曖昧さを何とか特定できるようにする必要があるのではないか。

　以上、２点です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　德田構成員からの確認票のサンプルについての文言事例と、それから、接触の概念をどうしたらいいだろうかということですが、この辺、いかがでしょう。むしろ医学的な見地から御意見をいただければありがたいのですが、接触の概念みたいなものについては表現のほうとか。

　藤田構成員、よろしくお願いします。

○藤田構成員　全国保健所長会から長崎県の藤田です。

　ただいまの德田構成員の御意見につきましてですけれども、このサンプルにつきましては、特定感染症が発生した折に、その感染症の特性を踏まえてまたいろいろなものが追記をされたり具体的な内容が書かれて正式なものとなるというように考えております。そのため、このようなものを例示として挙げておくという形で、今、現時点で挙げておくことは、いつ発生するか分かりませんけれども、発生した折にこういったものを入れなければならないということで分かりやすくなるので、あくまでもサンプルですので入れておくことはよろしいのではないかと考えます。

　また、接触という言葉の曖昧さにつきましても、この接触が感染症の感染の仕方によって全く異なってくると思います。全体に言えることですけれども、あくまでも共通的な事項、特定感染症の一部分に限ったものではなくて特定のものではなくて、接触感染なら接触感染、空気感染なら空気感染というものに特定したものではなくて、幅広く一般的なものを書くということになっておりますので、接触という言葉で書いておきながらも具体的な内容については感染症の大まかな概要が分かったときに感染ルートですとか長時間の接触でうつるものなのか、血液を介するものなのか等が分かった折に記載をするということで、ここに残しておくことは必要ではないかというように考えております。

　德田構成員への御意見は以上になります。

○玉井座長　ありがとうございました。

　では、德田構成員、よろしくお願いします。

○德田構成員　私たちが一番心配しているのは、これは様式サンプルということになっているのですけれども、実際上は現場では例えば今回、皆さんの議論を経てつくった指針だとか取りまとめとかそういうことを一々どこまで読んでもらえるかというと極めて不安があるわけです。

　実際には現場で確認票といったようなものが十分な背景事情等を理解されないままに現場で宿泊しようとする人たちにこれが提示されていくということになっていくのだと思うのです。この案はもうとにかく幅広くいろいろな人に質問に答えさせるという案になっていて、これは実際に背景事情をぜひ書いてください、書いてもらわなければ困りますという形で定義されたときに、かなり頭痛がする、疲れていて体がだるいというような人たちまでがこの中身について回答させられることに事実上なりかねないわけで、そういう意味でいえば、この確認票等は私は濫用のおそれがないように限定して書かれるべきで、何が起こるか分からないから多少曖昧な言葉も残しておくというようなことでサンプルをつくることには私は絶対反対です。

○玉井座長　今、德田構成員からはそういう解釈といいますか御意見でしたが、この辺、いかがでしょうか。

　三浦構成員、よろしくお願いします。

○三浦構成員　手続的なことで事務局のほうにお伺いしたいのですが、これはサンプルとなっていて、最終的に今の長崎の保健所の方がおっしゃったように、具体的な感染症が特定された場合には中身が変わるのだというものなのですが、実際のときはサンプルではなくてこういうものを使ってくださいというようなことで役所のほうから通知が行くとかというような手続になるのでしょうか。その辺をちょっと教えていただけますか。

○玉井座長　手続上の問題について、では、事務局、よろしくお願いします。

○竹中課長補佐　御質問ありがとうございます。事務局の竹中でございます。

　今ほど御質問いただいた点については、こういうものを使ってくださいとまで限定的なものとしてするということは想定していません。要は、これは省令様式とかではありませんので、言わばこういったものを参考にしていただければという、そういった想定で、実際に特定感染症みたいなのが発生したときにもそういった前提で何かしら、よりそのときの感染症、もしくはそのフェーズに応じて何かしらカスタマイズした上でお出ししていく。そのお出しする形式自体は今時点で通知のような形式なのかどうかとかというところまでは決め切っているものではございませんが、必ずこれを使ってくださいとか、そういったものでは想定しておりません。

　以上でございます。

○玉井座長　では、三浦構成員、お願いします。

○三浦構成員　そうしますと、今、カスタマイズという言葉が使われていたのですが、特定の感染症が分かった段階では、サンプルではなくてカスタマイズされたような望ましい様式ができるのであれば、德田構成員が御心配になっているようなところは防げるのではないかと私は思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

○玉井座長　これについてはどうしましょう。事務局あるいは德田構成員、そういう御意見といいますか一連のやり取りだったのですが、いかがでしょうか。

　德田構成員、お願いします。

○德田構成員　私が分からないのは、そういう性質のものであるとすれば、なぜこの検討会の中でサンプルというのが議論されるのかということなのですよね。サンプルとしてこれが議論されて一応ここで承認されるということは、これらが今後の各宿泊業者等がいわゆる受付の際、宿泊を受け付ける際に恐らく参考にしていくことになるだろうというように想定されるわけで、特定感染症が起こった都度、それぞれ変えられるものであったり、本当に単なるものだというものであるとすれば、今、ここでこの検討会の中で様式サンプルについて議論することはやめたほうがいいというか、私はそういうように思います。

○玉井座長　では、事務局、お願いします。

○竹中課長補佐　事務局の竹中でございます。御意見ありがとうございます。

　この様式サンプルそれ自体については、先ほど御説明した資料２の「取りまとめ文書（素案）」の中の冒頭のほうでも書いておりますが、言わばこの取りまとめ文書（素案）の３ページ目の８行目だとかその辺りでも少し記載させていただいているわけですが、もう少し前の３ページ目の４行目の辺りから見ていただけると、これは要は特定感染症国内発生期間になった際に、すぐさま具体的に動けるよう研修ツールなどとして５類感染症に移行する前の新型コロナなども念頭に置きながら、こういった様式サンプルを用いて研修を図ることが適当ではないかなと考えているものでございます。

　ただ、今ほど德田構成員のほうから冒頭のほうで御指摘いただいたもろもろの御懸念というものも踏まえて、この様式サンプルについてはより誤解を生まないような形を検討した上でまたお諮りしたいなというように思うところでございます。

　以上でございます。

○玉井座長　では、遠藤構成員、よろしくお願いします。

○遠藤構成員　德田構成員がおっしゃることもよくあることで、結局、サンプルだけれども、そのまま使ってしまったりすることがありますし、あるいは新しい通知が来ても何か読まないで、もうこれがデフォルトになってしまう場合もあるので、おっしゃったように注意書きというか注記を発熱、頭痛、体のだるさ、ここでただし具体的な症状については、ちょっと長くなるかもしれませんけれども、特定感染症の特徴が判明したときに決定しますとか、そういう文章を入れておけば德田構成員の御心配もないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○玉井座長　注意書きでこの辺の問題を処理できるのではないかという御意見ですが、德田構成員、いかがでしょうか。

○德田構成員　そうしていただくとより分かりやすいのは確かなのですけれども、でも、頭痛とか体のだるさというのは、私、しょっちゅう出張するのですが、もう体のだるさは絶えず感じています。もう80近いので。だから、仮に注意書きがあったとしても頭痛だとか体のだるさといったことが特定感染症の症状として例示されることは私はどうなのかなと思って、そこの疑問は消えないのです。

○玉井座長　挙手していただけますか。

　では、事務局、お願いします。

○諏訪課長　今、遠藤構成員と德田構成員のほうから御意見をいただいたところでございます。私どももサンプルの一番上のところにも新型コロナでの対応というところを念頭に置いたサンプルですということではもともと冒頭に注意書きでは書かせていただいたところでございますが、また症状、どういったところをお聞きするのかというところもまた新型コロナでのいろいろお聞きしなければならなかった事象ということで実践されていたものを参考として入れているというところでございます。コロナのときはこういう情報がやはり必要であったというところでございますので、そこを例えば先ほど御提示いただいた遠藤構成員のアイデアであれば、そこにまた入念的に、これはコロナのときに聞いた必要な項目でありますので、またそれは別途必要であれば変える、発生した特定感染症に合わせて変えるというようなことも一つやっていくということも考えられるところではございます。

　また、全体的な構成は私どものほうでももう少し精査はさせていただきたいと思いますけれども、やはりなかなかこの旅館業の方々にイメージを持っていただきながら研修をやるということも一方で大事だと思いますので、できるだけこうしたサンプルというのも御用意をして御提供できるというようなことは確保していきたいというように考えているところでございますので、できるだけの工夫は考えていきたいと考えてございます。

○玉井座長　ありがとうございました。

　いろいろな形でケース・バイ・ケースで考えていくという事務局の御意見でございました。この件に関しましてはいかがでしょうか。御意見、ほかにございますか。

　德田構成員、よろしゅうございますか。

　では、藤田構成員、よろしくお願いします。

○藤田構成員　ありがとうございます。

　德田構成員の御心配についても御検討いただきたいことと、あとほかに感染症、この特定感染症に関する確認票の様式サンプルについて、意見照会先からの御意見が出ていたものに関してちょっと気になるところがございましたので発言をさせていただければと思います。

　まず、感染症についてなのですけれども、感染症は蚊やダニからうつるというものもあるのですが、人から人へ感染する感染症については人々が接することですとか集まることによって人の間で広がりますことと、また人が移動することによって感染時期が広がるというようになっております。新型コロナが年末年始ですとか、あと大型連休など人の移動によって拡大したことは皆さん、御承知のとおりかと思います。

　また、感染対策というものは感染の早期に探知をして広げないことが重要でありまして、基本となっております。そのため、感染者、そして、感染が疑われる人の行動歴や滞在場所を知ることは感染を広げないために非常に重要なポイントとなっております。

　特定感染症は特に感染拡大による影響が大きいと位置づけられた感染症となっておりまして、その拡大防止は非常に重要であることから、症状を呈している宿泊者に対して滞在歴を問うことは必要であるというように考えております。ただし、滞在歴によって宿泊が拒否されることはあってはならないというように思っております。

　また、緊急事態宣言の有無ですとかまん延防止等重点措置の地域によって協力の必要性ですとかその内容を判断するということは差別の助長につながるのではないかというように考えております。

　また、関連して追加でサンプルにつきましてですけれども、宿泊者の症状の原因を把握するに当たっての項目ですが、その理由については科学的あるいは医学的に認められた根拠に基づいた理由であることが望ましく、本人の信念ですとか心情等に基づくものであること等を除外するために現在のサンプル案のように例示をもって回答を求めることは必要でないかなと考えておりますので、そういった点も含めまして事務局のほうでこのサンプル案についてぜひまた内容を御検討いただけるとありがたいかなと思っております。

　以上です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　あといかがでしょうか。

　では、清水構成員、よろしくお願いします。

○清水構成員　事務局に御質問ですけれども、現在の第５条の３項の宿泊施設に余裕がないとき、これについてはどのようにするということになったのか、その方針案を改めて御説明いただけたらと思います。

○玉井座長　議題が若干変わりましたが、５条の宿泊施設に余裕がない場合の解釈でございますね。こちらのほう、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

○竹中課長補佐　事務局の竹中でございます。

　御質問の趣旨をつかみかねている部分はありますが、余裕がないときにつきましては、資料４の指針（素案）の中で言いますと36ページ目の12行目のところで改正法による改正後においても、「宿泊施設に余裕がないとき」というのは宿泊を拒むことができることに変わりはないということで、その後もるる記載しているところでございます。そういったことでお答えになっていますでしょうか。

○清水構成員　その確認です。ありがとうございました。

○玉井座長　清水構成員、よろしいですか。ありがとうございました。

　それでは、ほかの議題でも結構ですし、継続的な。

　では、掛江構成員、よろしくお願いします。

○掛江構成員　ありがとうございます。ホテル協会、掛江でございます。

　大きく６点、申し上げたいと思います。

　ちょっと多くて恐縮なのですが、まず取りまとめ文書なのですけれども、取りまとめ文章の４ページのところで、感染者の入院が難しくなってしまったような例外的な状況のときの情報提供に触れていただいて大変ありがたいと思うのですが、そこのところの２行目から、平時から周知・確認しておくべきであるほか、そういう例外的な状況にある場合にはとなっているのですが、例外的な状況は本来は発生させるべきではない状況なので、それがいきなりそういう例外的な状況を前提にした書きぶりになっているので、可能であればまずは平時からそういう入院や宿泊療養が難しい状況が発生しないように体制整備をしっかりやるというのが先に来て、それでもどうしても例外的に発生したときは情報提供をちゃんとしてくださいというように書いていただくとよりよいかなというのが１点目です。

　それから、この取りまとめ案の最後というか、（３）（４）みたいな部分で10ページ、11ページですか。フォローアップとか見直しの検討の項目があるのですけれども、そこは要するに営業者が今回認められた宿泊拒否等について濫用してないかみたいなことをよくフォローアップしましょうみたいな、対応を考えましょうみたいなことがるる書いてあるのですが、それはそれで結構なのですが、やはり今回、改正法とか指針、こういう宿泊施設での感染防止をしっかりしなくてはいけない。そしてまた、カスタマーハラスメントからスタッフを保護しなければいけない、そういうことも今回の改正の背景にあるわけで、そういった感染防止の観点やカスタマーハラスメントからの保護の観点で今のものが十分かどうかということについてもフォローアップして必要に応じて見直すべきではないかと思いますので、その辺も追記していただくとありがたいかなというのが取りまとめ文書です。

　それから、すみません、引き続きですが、今度は指針に行きまして、30ページのところで泥酔者について少し書きぶりが変更になっております。泥酔者が介抱しろと繰り返し求めたときという形になっているのですが、泥酔者が泊めてくれてと言うことはあるのですけれども、介抱しろと求めることは一般的にはあまりないので、修正案というのはなかなか現場的にはしっくりこないかなと思います。

　なので、法制的にそう書かざるを得ないというのならばそこはしようがないのですが、普通、泥酔者は何が困るかというと、泥酔者が暴れ回ったり大騒ぎしたり嘔吐、排せつしたりして他の宿泊者へ迷惑をかけるということが一番困りますし、そういう場合は業務妨害とか暴行とか器物破損などが成立し得るのではないかとも思うので、ここの新しい規定のほうで書いていただいてもいいのですが、むしろ法第５条第１項第２号のほうの他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたときの例示のほうにも加えていただくような形にすると分かりやすいかなと思います。

　それから、今度、障害者差別解消法のほうのガイドラインですね。参考資料７に関して２つ申し上げます。

　52ページ、53ページの辺りに合理的配慮にあたり得る配慮の例というのがありまして、その中にはシャワーチェアを用意するとかテレビを字幕対応にするみたいな、もうほとんどのホテルが対応しているようなある意味、対応のレベルが低いといいますか、もうほとんど対応済みみたいなハードルが低い例でも挙げられておりますけれども、他方で、朝食バイキングでスタッフの随伴とか、パーティションで間仕切りをするとか、結構ハードルが高いというか、普通はなかなか難しい。全くできないとは申しませんが、先ほど挙げたような例と比べると格段にハードルが上がる例があります。

　そしてまた偏食な子供の持込み容認みたいな、これもアレルギーなら対応で分かるのですけれども、単に子供が好き嫌いだからと持込みを認めるみたいになると、これはもう際限がないといいますか、これもなかなか現場的には厳しいことかなと。アレルギーならいいのですけれどもというようなことで、レベル感にすごく差のあるものが並列的にされているので、どうしたらいいか私もアイデアが今あるわけではないのですが、非常に全てを同じようなレベルで期待を持たれると、それはなかなか厳しいところがある。

　冒頭のところに、これはあくまで例示ですよとか強制するものではないと書いていただいているので、その辺の書きぶりでいろいろレベル感に差のあるものが例示されていますみたいなことを付け加えるのも一つの工夫かなとも思いますので、御検討いただければありがたいと思います。

　それから、同じくガイドラインの54ページで、今度は合理的配慮の提供義務違反として、車椅子利用者の一時的な介助を断られた例が挙げられています。この一時的な介助の中身をもう少し特定して書いていただくといいかなというのは、例えばちょっとした段差の手助けなど移動の手助けでしたら当然ホテル側も対応しておりますけれども、例えば入浴の介助だとか就寝、起床の際の介助とかトイレとか、移動ではなくてそもそも介助サービスになるようなものであれば、それは一時的とはいえ、ホテルのスタッフでは到底対応できないことが多いと思いますので、ここを単なる一時的な介助という言葉だとそこが何を示しているのか非常に曖昧なので、例えば一時的な移動の手助けというような形に直していただくとより分かりやすいかなというように思います。

　それから、最後の点ですけれども、これは修正意見ではなくて私が事務局にお願いして資料の20、厚労省のカスタマーハラスメントの対策企業マニュアルというものを今回配付していただくようにお願いいたしました。その中の６ページなんかにあるのですけれども、カスハラというのは非常に増えておりまして、過去３年間に経験した者の割合は従業員の15％になるという深刻な状況だということが書いてあります。それは一般的な全ての産業なのですが、特に宿泊業というのは宿泊拒否の禁止規定がありますので、余計お客様になかなか強いことを言えない、弱い立場に従業員が立たされて被害を受けているということがあります。こうした弱い立場の従業員をどうやって守るかというのも、先ほども申し上げましたけれども、趣旨の一つであるということをぜひ皆様に再認識していただきたいと思います。

　その中で、８ページの中にカスハラについてはクレーム、言動の要求内容の妥当性に照らして当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、労働者の就業環境が害されるものというように定義をして、例えば精神的な攻撃や土下座の要求など悪質性が高い場合は要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされ、そこまで悪質性が高くない場合は要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるというようにされております。

　こうした基本的考え方、指針案にも取り入れていただいておりますけれども、非常に大事な点だと思いますので最後に強調しておきたいと思います。

　以上です。ありがとうございました。

○玉井座長　ありがとうございました。

　掛江構成員のほうから幾つかいただきましたが、大きくは今回の取りまとめの中に施設側スタッフに対する配慮的な文言がないのではないか、この辺を少し考慮いただきたいという点。

　それから、各事例の表現に関して、これは最初から苦慮していたのですが、非常にレベル差がある。この表現をどうするのかという御指摘でございます。これは大変難しい問題だとは思いますが、この辺の表現方法も事務局に一考いただければありがたいなというように思います。

　ほかに先生方、御意見ございませんか。

　では、遠藤構成員、よろしくお願いします。

○遠藤構成員　ただいまの掛江構成員の御発言の中にあったフォローアップのところですけれども、前回のこの委員会でフォローアップの重要性を指摘させていただいて、この取りまとめの文書の中にも記述をしたらいかがかと提案した者なのですが、私の考えでは、確かにこれを読むと旅館業、ホテル業者側をちゃんとウオッチするぞというような何か雰囲気が出ているのですが、私はむしろ全体として最後のところにフォローアップについて、「厚生労働省は、改正法による改正後の法の施行状況等について把握するため、その施行状況、効果、事例等についてフォローアップを行うことが適当です」と書いてあって、ここは確かにもう少し掛江構成員がおっしゃるようにパワハラとかカスハラのまた新しい状況とかそういうのも含めてここでフォローアップするのだよと、決して旅館業者あるいはホテル業者の方々だけをちゃんとやっているかというようにフォローするのではないという、全体のまさにこの検討会で議論された内容が本当にどうなって実際に現場では実行されているのだろうか、何か問題点がまた出てくるのではないかということをフォローしたらどうでしょうかということの意味があったので、その辺のところ、もう少し強調して書いていただいてもいいのかなと思いました。

　以上です。

○玉井座長　ありがとうございます。

　遠藤構成員からフォローアップの考え方について、もう少し広い視点で社会全体の在り方、価値観の在り方みたいなものを踏まえ、何も施設側だけを見るということではなくて全体的な形でこの一連の検討会の内容をフォローしていただければという御意見でございました。ありがとうございます。

　ほかにはいかがでしょうか。

　玉川構成員ですか。よろしくお願いします。

○玉川次長（國分構成員代理）　福島県、玉川でございます。お世話になっております。

　今の件に関連しての意見となります。これまでの取りまとめに関してはきめ細かく対応していただきましてありがとうございます。また、障害者差別解消法、かなりこれからどの分野においても実行が直面する案件に関して、所管されている皆様が具体に深く議論されているということは、我々にとっても非常に大きなことと思っております。

　その上で、今ほどありましたフォローアップに関連してですが、これからこの次のフェーズになってこようかと思いますが、実際の運用に当たっては、我々、都道府県のほうが事業者さんの相談窓口というような形で対応を行うことになります。その中ではこの手引ですとかもろもろのものを使いながら事業者さんの相談に乗っていくという形になりますが、かなり判断が難しいもの、解釈が難しいもの、または都道府県によってその時点としても判断を誤ってはいけないものなどがあろうかと思います。

　その意味では、都道府県が事業者の方々に適切に対応していくために、国においては一般的なカスタマーに対する窓口というものではなく、都道府県に対する相談窓口ということを生活衛生課さんのほうで御対応いただくのでも結構ですので、そういった設定を都道府県側には明確にしていただければありがたいです。それによってきめ細かな課題について時期を逸することなく相談のほうに反映ができるのかなというように思っております。それが１点目です。

　あともう一つは、この案件というのは旅館業法だけではなく感染症法、そして、障害者差別解消法、そちらのほうの３つの法律にまたがった、関係する都道府県においても３つのセクションが緊密に連携しないとなかなか適切な運用が難しい部分でもございます。国のほうにおかれましては、厚生労働省から、そしてまた差別解消法を所管する内閣府のほうから、それぞれの都道府県の所管課のほうに今回の取組について、それぞれ連携して適切に対応するようにというような通知のほうを発出していただければ現場のほうの連携もしやすくなると思いますので、そういった形での国からの働きかけについてもお願いいたします。

　以上、２点です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　玉川構成員からは差別解消法を含め新たな視点が増えていく中で、部署が多岐にまたがる場合、都道府県に対して国のほうからも積極的にそういう指導といいますか御指示をいただければという御発言でございました。ありがとうございます。

　これについて事務局のほう、いかがでしょうか。

○竹中課長補佐　事務局の竹中でございます。

　今ほどいただいた御意見を踏まえて、対応を検討し、相談させていただきたいと思います。

　以上でございます。

○玉井座長　ありがとうございます。

　それでは、ほかの御意見、ございますでしょうか。

　藤田構成員、よろしくお願いいたします。

○藤田構成員　保健所長会から長崎県の藤田です。

　また感染症のところに戻ってしまうのですけれども、すみません。意見照会先からの御意見につきまして、抗原検査が陰性であることをもって罹患していないということを判断してはどうかというような御意見がございました。ただ、感染症の診断につきましては幾つかの検査方法がありまして、病原体の種類によって検査の種類が異なることですとか、またあと検査に適した時期も異なるということが分かっております。

　一般的な季節性のインフルエンザでありましても発熱の当日には抗原検査が陰性であるために翌日以降でないと検査には適さないということもよく知られておりまして、抗原検査を用いてそれが陰性であることをもって疾患を除外するということは適さないのではないかと考えております。

　また、検査には不安定要素というものがございまして、特に検査のために適した検体というものを取ることは最も一番最初の基本の重要なところになってまいります。この医療従事者以外の方が採取をした検体をもって抗原検査が陰性であったとしても、それを感染症に罹患していることの除外というものに用いることは感染拡大を招くおそれがあり、慎重であるべきというように考えておりますので、こういった考えにつきましての御意見等を皆様からお聞きできればと思います。よろしくお願いいたします。

○玉井座長　ありがとうございました。

　では、德田構成員、よろしくお願いします。

○德田構成員　今の藤田先生の御意見はもう私も少なからず専門的な意見として理解をしているつもりです。ただ、問題は、それが宿泊を拒否するかどうかという、その局面の場合において、どこまでの例えば特定感染症ではないという証明が必要とされるのかという、その局面において判断すべきことではないかと思うのです。

　ですから、例えば新型コロナウイルスの場合に抗原検査の限界があることは私も承知はしていますけれども、その宿泊拒否が許されるのかどうかという、その局面でその人が特定感染症に関しているかどうかという問題を判断する、その資料としては、私は抗原検査というのは十分ではないか。ですから、医学的あるいは感染症学、公衆衛生学の立場から見て厳格にどうかという問題と、そこは区別して議論していただいたほうがいいのではないかと考えるのです。

○玉井座長　ありがとうございます。

　これは抗原検査の信憑性と併せ、医学的な見地と旅館業法上でいく宿泊拒否の問題、差別解消法の問題等、非常に複雑に絡んでおりますのでなかなか難しいと思いますが、御意見いただければありがたいと思います。

　では、永山構成員、お願いします。

○永山構成員　永山でございます。

　今の議論に対する意見になるかどうか分かりませんけれども、そもそもの概念として、我々は従業員を守りたいという、そういった思いで今回臨ませていただいているわけで、そういった場合に少しでも情報があるとありがたいわけですね。先ほど体のだるさとかそういったところまで確認票に求めるのはどうかという御意見、ごもっともかと思いますけれども、我々としては、拒否をする以前にお客様がそういう状態であるということを知った上で対応を考える。そこで明らかに確認をしていく上で我々の泊まっていただける状態とギャップが大きいということであれば、その後の代替の案の提示であるとか保健所への相談とか、そういったところに移っていくわけでありまして、基本的に症状があるという段階であれば従業員も接触を控えるように気をつける、お部屋をほかの方と交わることが少ないところに変更する、そういった対応を考えられるという意味でも、少しでも情報があるというのは大変ありがたいことかなと思っております。

　今回、この議論は一応お客様も善意であるということが前提で進めさせていただいておりますけれども、一方では、SARSのときに大企業が自宅待機もするな、出社もするな、むしろホテルで症状が出るか出ないかを判断するまで長期間待機をして、ホテルにもその情報を隠して滞在をしろみたいな、そういった指示も横行していた、そういった事例もあることから、少しでも我々は情報を知っていきたい。

　一方で、例えばコロナのときも、自宅が近くにあるにもかかわらず家族に迷惑をかけたくない、会社にも迷惑をかけたくないので、家に帰ることができるにもかかわらずホテルの滞在を選んだ、そういったところに対してはとにかく情報をいただきたいと思っています。

　一方で、旅行者が予約をした上で来た上で症状が出て、ほかに行くところがないのだ、ほかに対応がないから何とか泊めてあげたい、そういうときに何とか泊まれる方法を探す。それも無理のときに保健所と相談をしながら代わりの案を考える、そういったことも我々のまた責務かと思っています。

　全体を通してそういったケースによっての違い。そして、我々の従業員の安全を守っていくのだという、そういったポリシーについては今回、ある程度は盛り込んでいただいているというように考えておりますので、この辺りのフォローアップであるとか３年後の各宿泊施設でのトラブルの実例であるとか、そういったものをまた集めさせていただいた上で修正が必要であればまた御意見を言わせていただければと思っております。

　以上です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　今、永山構成員からは施設側を代表してということになるのでしょうか。いろいろな形のケース・バイ・ケースによって事例の捉え方が変わってきてしまう、そういう中で特にこのコロナの一番ピーク時に起こっていた宿泊施設第一線スタッフの安全を確保するためにということでスタートしている、これが全ての始点になっております。ですから、いろいろな意味で差別解消法をはじめめ、カスタマーハラスメントへの対応等、基本は宿泊施設としてきちっと皆様をお迎えしたいという、そのためにどうしたらいいかということの知恵をお借りしたいというようなお話ではないかと思います。ありがとうございました。

　ほかに構成員の先生方。

　では、尾上構成員、よろしくお願いします。

○尾上構成員　DPI日本会議の尾上です。どうもありがとうございます。

　障害者団体の立場から、今回取りまとめ案を見せていただいて、特に障害者差別解消法との整合性に関しては、団体ヒアリングでの事例とか意見を取り入れていただいて調整してつくっていただいたというように評価をしております。基本的にこの案で取りまとめていただければなと思っております。その上で何点か発言をさせていただきます。

　１つが、先ほど冒頭で阿部構成員から御指摘をされた取りまとめ案のＰ10の１行目ぐらいからです、特に電話リレーサービスあるいはメール、FAX。これらはもう当たり前のツールになっているわけですね。そういう意味で、アクセシビリティーということに加えて、やはり実際に拒否にあったり困ったことがあったときに相談しようにも相談手段がないというのは非常に困ったことになるので、ぜひ望ましいことということよりも基本、電話リレーサービスの応対、メール、FAXなんかは行うことというようにして、さらにSNSなどは望ましいみたいにしていただければいいなと思いました。それが１つです。

　２つ目が、今日、御説明はなかったのですけれども、送られてきた資料を見ていて亀岡構成員さんのほうから貴重なデータを頂いたなというように思っております。アンケートを取っていただいたわけなのですね。ぜひほかの団体においてもこういったアンケートを取っていただいて、現状がどうで、どういうようにしていくかみたいなことの出発点にしていただければなと思っているのですが、その中合理的配慮の義務づけを知っているかどうかということの回答を見ますと、合理的配慮の義務づけを知っているという回答が28.9％ということなのですね。私、第１回目のときに演劇事業者のアンケートを紹介いたしましたが、そちらのほうでは義務づけを知っているという回答が37.1％でした。それより10％弱低いポイントになっています。そういう意味で、ほかの業界に比べても低い、少なくとも決して高くはないなと思うのですね。だから、何か今どうこうというよりは、より一層、研修の必要性の大切さが明らかになったのではないかなというように思います。

　この間の議論でも自閉症などの障害特性によるものが把握できるかどうかということについての御不安みたいなことも意見が出されていましたけれども、やはり把握できるかどうかというのは何よりもスタッフの方々の研修ということ、それを大前提にした上で、さらにいろいろなことがあったらまたいろいろと相談をしていけばいいのではないかと思うのです。まずは把握できるように研修をするということが求められます。このアンケートでは今後、研修をするという予定になっているのが13％です。１年以内に実施予定に加えてもそんなに多くない。これを本当は今年の12月、さらに障害差別解消でいえば来年の４月までにはこれを100％にぜひしていただければなというように思っております。

　その研修に関してなのですけれども、研修プログラムの作成のめどということをお尋ねしたいなと思っています。特に来年の４月の差別解消法に間に合うかどうかということもあるのですけれども、ただ一方で、単に資料だけ集めて研修ツールというよりは、研修プログラムをしっかり一緒につくっていく、実施をしていく。障害当事者と事業者さんが一緒になって知恵を出し合ってつくっていくということが大事かなと思うのです。

　その際、障害当事者の参画の中で私たち、車椅子や視覚障害、聴覚障害等の者ももちろんなのですけれども、とりわけ今回、その障害特性によるものであるかどうかが把握できるかどうか、見かけ上、分からないということが一つの論点になったかと思うのですが、そういった知的障害や精神障害あるいは自閉症など見かけ上、分かりにくいと言われる障害の仲間の参画をした上での何か検討会をつくって、障害者、事業者が双方から事例とか、あるいはこういう場合はどうしたらいいのでしょうか、そういうお互いの疑問も出し合って解決方法を考えていく、そういうようにしていって頂きたい。

　ここまでの政省令案や指針案をつくっていただいたということは、あとはやはりこれをどうやって実施していくかということが肝腎だと思うのですね。その際に、当然これはいろいろな団体ヒアリングの中でも研修をされるのだったら幾らでも協力しますよと多くの団体が指摘をされていましたので、この指針を実効性あるものにしていくという点で、ぜひ障害者団体に積極的に参画を呼びかけていただきたいし、事業者さんと本当にいろいろな事例や疑問を出し合いながら解決策を見いだしていければなということをお願いしたいと思います。

　最後、今日、１つ先ほどの対応指針といいますかガイドラインですね。参考資料７になりますかね。そちらの一番最後のところ、一時的な介助という、Ｌ16ですね。「車椅子利用者が、スタッフに一時的な介助をお願いしたところ、一律に、対応していないと断られた」ということについて、私はこの原案でいいのではないかと思うのですが、先ほどの御意見では移動などと例示とのことなのですが、移動ももちろんあるのですが、さらにこの事例が入った大本というのはヒアリングで、全国脊髄損傷者連合会の方々から、介助者が同行しているけれども、やはりベッドへの移乗のときに足がぶらんとなるので、足を支えるぐらいの介助をお願いしようとしたら介助は一切できませんみたいな話で大変困ったとの話でした。修正されるならば、移動とかあるいはベッドへの移乗、移動と移乗などというようにしていただくのがいいかなと思います。

　特にやはり介護者がいるのに何でスタッフに介助が要るのみたいなようにどうしても勘違いされがちなのですけれども、障害によっては上半身を持っても下半身がだらんとなってしまうのですね。その状態で移乗は本当に大変なのです。そういったことが分かるように、もし移動ということを書かれるのだったら加えて移乗ということも例示的に書いていただければということを最後、お願いします。

　でも、本当にここまでの取りまとめ案や指針案をつくっていただいた皆さんに感謝をいたします。この部分、ぜひこの形で取りまとめていただいて、実効性を持たせていくために私たち障害者団体としても研修プログラムやいろいろな形で協力をしていきたいと思いますので、特に研修プログラム、当事者参画の下で、繰り返しますけれども、見かけ上、分かりにくいと言われている知的障害や精神障害、自閉症の方々も含めて参画した検討の場を持っていただければと思います。よろしくお願いします。

○玉井座長　ありがとうございました。

　尾上構成員からは伝える手段の多様性、それから、取りまとめに対する御評価と併せて研修の必要性を各団体さん、施設側、双方が多様な形で研修を進めていきましょうというお話でございました。ありがとうございます。

　体験談ですみませんが、実は昨日泊まったホテルは和室でしたが、布団はお客自身で敷くスタイルでした。感染対策と併せ“スタッフ不足”が大きな要因でしょう。

　このような社会状況の変化に対し、特にサービス産業では「サービス提供の在り方」について再考せざるを得ないという基本的な課題もあると思います。

　では、永山構成員、よろしくお願いします。

○永山構成員　永山でございます。手短に。

　先ほど座長がおっしゃっていただいたことの追記になるかと思いますけれども、今までの議論でやはりホテル、宿泊施設というともうスタッフが何十人、何百人もいて、これぐらいの介助は当然可能だろうという、そういった前提の御議論が多かったように思いますが、例えば全旅連に加盟されている宿泊施設の中でも、もう大多数はスタッフが数名、そして、もう清掃が終わると三ちゃんのおじいちゃん、おばあちゃんぐらいしか宿には残っていない、家族経営みたいな宿もたくさんございます。

　そういったところもあるということも前提に置いていただきたいということと、先ほど通信手段についても御意見いただきましたけれども、例えばインターネット環境がないような限界地であるとか、あとは例えばFAXについてももう日本ではほぼ廃止の方向に動いているとかということで、いろいろな代替手段を用意するということは必要かと思いますが、それを強制的に書かれてしまうと対応できないところが出てくるところも御理解をいただきたいなと思います。

　以上でございます。

○玉井座長　ありがとうございます。

　では、亀岡構成員、お願いします。

○亀岡構成員　全旅連の亀岡でございます。

　先ほど尾上構成員から我々のアンケートのほうについて御発言いただきましたが、我々としてもこの合理的配慮という言葉、多くの組合員の皆様にしっかり認知、理解いただけるように努めていきたいと考えております。

　その中で、研修ツールの件なのですが、改正旅館業法の施行まで時間が大変短いということもありますので、ぜひ研修ツールについては出来上がったものから順次お示しいただければ組合員の理解も進むと思いますので、その点は強くお願いをしたいと思います。

　以上です。

○玉井座長　ありがとうございます。

　研修ツールについては、順次開示いただき、組合員の理解増進に努めたいという御意見でございます。ありがとうございました。

　では、清水構成員、お願いします。

○清水構成員　簡単なことなのですけれども、今回、この検討会で障害者という言葉がたくさん出てきていますが、障害の「害」を平仮名で書いたほうがいいのではないかという、何かあったと思うので、これは御検討いただけないかなと思います。

○玉井座長　この辺、文言の表現ですが、事務局、いかがでしょうか。

　では、先に尾上構成員、どうぞ。

○尾上構成員　この分野に一応長年関わってきた者ということでちょっと経過を申し上げますと、自治体によっては「がい」を使っておられたりする自治体もあったりするのですけれども、国レベルでは内閣府のほうで2010年、この障害の表記に関する検討会というのが持たれて、そのときには例えば障害の「害」の字を「がい」あるいは「碍」というもの、さらに実は障害というのは社会的障壁によってもたらされた障害。つまり、社会が私たち障害者に害を与えている、だから、別にいわゆる「害」のままでも全然構わないので、むしろ社会が私たちを害している、そういう考え方で障害という今の表記を使うべきだというような意見もあって、結局、あと「碍」の字はたしか国語、常用漢字の中に入っていないということの制限もあったりとかということで、その表記の結論としては、障害の今の「害」、それのまま使うということになっていますので、国のほうの法律やこういった文書ではこの表記になります。一応経過説明、そういうことになります。

○清水構成員　分かりました。

○玉井座長　ありがとうございます。

　そうしますと、石へんのほうは基本的には使わないという形なのですかね。

○尾上構成員　石へんの「碍」は、まずは常用漢字には入っていないということと、「がい」は各自治体で使われている場合はあるけれども、国レベルで言うと「がい」というようにするという考えは、裏返して言うとその自身にやはり障害があるという見方、個人モデル、医学モデルに立っているのではないかという批判があるからなのですね。それで今の障害のまま使うという結論になっております。

○玉井座長　ありがとうございます。

　では、玉川構成員、よろしくお願いします。

○玉川次長（國分構成員代理）　時間がない中、恐縮です。手短に１点だけです。

　指針の先ほどの議論の中で感染症の特性に応じてというところがありましたが、指針の３ページ、17行目になお書きでちょっと埋め込まれている部分がございますが、そこの部分は恐らくなお書きで埋め込まれるよりは、指針全体に分かりやすい場所のほうに大前提として表示をいただくと、先ほどの德田構成員がおっしゃったような懸念という部分、あと旅館業者の方の懸念という部分とお答えできるのではないかなというように思いますので、指針の３ページの17行目にあったなお書きのところは、この指針の大前提になる部分として分かりやすい場所にもはっきりと表示を検討いただければと思います。

○玉井座長　指針のなお書きのところの表示の場所の仕方ということでございますね。ありがとうございました。

　事務局、よろしゅうございますか。では、事務局も承知していただきました。ありがとうございます。

　それでは、最後ぐらいの議論になろうかと思いますが、特にこういう御意見がというのがありましたら挙手をお願いしたいと思います。構成員の皆様方、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

　本日は取りまとめに向けた議論を行っていただきましたが、幾つか御意見が出たところですので、事務局におかれましては本日の議論を踏まえ、次回検討会の準備をお願いしたいと思います。次回検討会にて取りまとめを目指したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

　では、本日の議論は全て終了いたしました。事務局から連絡事項がありましたら、よろしくお願いいたします。

○小野課長補佐　事務局でございます。

　本日も活発な審議をいただき、ありがとうございました。本日の議事録は、原稿ができ次第、各構成員に送付、確認いただいた上で厚生労働省ホームページに公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

　次回の検討会の開催日程等は追って御連絡申し上げます。

○玉井座長　ありがとうございました。

　以上をもちまして第３回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」を終了いたします。

　構成員の皆様方にはご多忙の中また長時間にわたり、ありがとうございました。